

令和7年度高知県環境改善事業費補助金交付要綱

令和6年度高知県環境改善事業費補助金交付要綱

第1条 略

第1条 略

第2条 県は子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とし、別に定める実施要領に基づき、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

第2条 県は子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とし、別に定める実施要領に基づき、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 認可外保育施設におけるICT化推進等事業
- (2) 認可外保育施設における睡眠中の事故防止対策事業
- (3) 保育環境向上等事業
- (4) 熱中症対策事業
- (5) 障害児受入促進事業
- (6) 感染症対策のための改修整備等事業

- (1) 認可外保育施設におけるICT化推進等事業
- (2) 新設
- (2) 保育環境向上等事業
- (3) 熱中症対策事業
- (4) 障害児受入促進事業
- (6) 新設

第3条～11条 略

第3条～第11条 略

第12条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

第12条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

2 事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する内容を遵守しなければならない。

2 事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）に規定する内容を遵守しなければならない。

第13・14条 略

第13・14条 略

附 則

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月7日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第8号まで、第12号ウからキまで、第14号及び第15号、第9条第2項並びに第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有するものとする。

- 1 この要綱は、令和6年10月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第8号まで、第12号ウからキまで、第14号及び第15号並びに第9条第2項及び第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有するものとする。

新

別表第1（第3条、第4条関係）

1 事業名	2 補助事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
略				
<u>認可外保育施設における睡眠中の事故防止対策事業</u>	<u>認可外保育施設設置者(高知市に所在するものを除く。)</u>	<u>1施設当たり</u> <u>500,000円</u>	<u>認可外保育施設における睡眠中の事故防止対策事業を実施するために必要な機器等の購入費、リース料、導入費用</u>	<u>4分の3</u>
略				
<u>感染症対策のための改修整備等事業</u>	<u>市町村(高知市を除く。)</u>	<u>1施設当たり</u> <u>1,029,000円</u>	<u>感染症対策のための改修整備等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)</u> <u>備品購入費、負担金、補助金及び交付金</u>	<u>3分の2</u>

別表第2（第6条、第11条関係） 略

旧

別表第1（第3条、第4条関係）

1 事業名	2 補助事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
略				
<u>新規</u>				
略				
<u>新規</u>				

別表第2（第6条、第11条関係） 略